

アビリンピックマスコットキャラクター取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が実施する障害者技能競技大会（アビリンピック）のマスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、キャラクターとは「アビリス」とする。

(図柄等)

第3条 キャラクターの基本デザインは別紙のとおりとする。

2 キャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、原則として、みだりに改変して使用することはできない。

(使用者及び使用の制限)

第4条 キャラクターを使用できる者は、次の各号に該当しない非営利目的の使用であってアビリンピックの普及・啓発を目的として使用する者に限る。ただし、第5条に基づく申請により機構が承諾した場合を除く。

- (1) アビリンピックの信用又は品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 政治的活動又は宗教的活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、機構が不相当と認めるとき。

(申請及び承諾)

第5条 営利を目的としてキャラクターの使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）は、様式1「キャラクター使用申込書」により機構に申し込まなければならない。

2 機構は、様式1の内容を審査の上、本規則に基づき適当と認めた場合は、様式2「キャラクター使用承諾書」を使用希望者に対して通知する。なお、機構は、内容を審査の上、本規則に基づき不相当と認めた場合は、様式3「キャラクター使用不承諾書」を使用希望者に対して通知する。

3 使用希望者は、機構が前号により承諾した使用内容から変更しようとするときは、様式4「キャラクター使用変更申請書」を作成し、機構に提出しなければならない。

4 使用希望者は、使用後に様式5「キャラクター使用報告書」を作成し、速やかに機構に

提出しなければならない。また、使用希望者は、機構から要請がある場合は、キャラクターの使用実態の報告等を行わなければならない。

5 使用希望者がキャラクターを使用できる期間は、承諾の日から2年間とする。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用に係る料金等は徴収しない。

(使用者の義務)

第7条 使用者は、関係法規を遵守するとともに、キャラクターの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。

2 使用者は、第三者との係争、審判、訴訟等については、機構と協力して対処するものとし、その費用は、使用者が負担するものとする。

(キャラクターの適正使用)

第8条 使用者がこの規則を遵守せず、不正に使用した場合は、次の各号のとおり機構は必要な措置を講ずることとする。

(1) 警告

(2) 使用の取消し

(その他)

第9条 この規則は、機構が行うアビリンピックの普及・啓発事業の内容の変更に伴い随時改正する。

附 則

この規則は、令和3年8月20日から施行する。



【名前】

アビリス

【名前の由来】

アビリンピックのロゴ「星」をモチーフに、「障害を乗り越える士気」「受賞の歓喜」「能力の開花」をイメージしてデザイン。名前は、「アビリンピック」の語感と、「幸せを運んでくれる」という花言葉を持つラン科の花「マキシラリア・バリアビリス」にちなんで命名。

キャラクター使用申込書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

雇用開発推進部長 殿

申込者〔使用予定者〕所在地

団体名（氏名）

代表者

連絡先

キャラクターの使用に当たり、令和3年8月20日制定の「アビリンピックマスコットキャラクター取扱規則」を承認の上、下記のとおり使用を申込みします。

記

- 1 キャラクターを使用するものの具体的内容
- 2 キャラクターを使用するものの作製予定数
- 3 使用の趣旨及び目的
- 4 使用期間
- 5 使用許諾状況を公表する場合、公表の希望の有無（該当箇所にチェック☑する。）
希望する 希望しない

キャラクター使用申込書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
雇用開発推進部長 殿

申込者〔使用予定者〕所在地 ○○
団体名（氏名） ○○
代表者 ○○
連絡先 ○○

キャラクターの使用に当たり、令和3年8月20日制定の「アビリンピックマスコットキャラクター取扱規則」を承認の上、下記のとおり使用を申込みします。

記

- 1 キャラクターを使用するものの具体的内容
使用対象：文具類（ノート）
- 2 キャラクターを使用するものの作製予定数
作製予定数：100冊
使用態様：A4版ノートの表面中央に「アビリス」の全体図と「アビリス」の文字を配置する。パッケージデザイン案は別紙参照。
- 3 使用の趣旨及び目的
アビリンピック○○県大会の周知広報用販売物として作成する。
対象配布地域：○○市を中心とした○○県内
- 4 使用期間
令和○○年○○月から販売を開始する予定
- 5 使用許諾状況を公表する場合、公表の希望の有無（該当箇所にチェックする。）
希望する 希望しない

キャラクター使用承諾書

令和 年 月 日

申込者〔使用予定者〕様

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
雇用開発推進部長

令和 年 月 日付けで申請のありましたキャラクターの使用について、承諾します。

- 1 使用対象
- 2 作製予定数
- 3 使用態様
- 4 使用目的
- 5 対象地域
- 6 使用期間

キャラクター使用不承諾書

令和 年 月 日

申込者〔使用予定者〕様

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
雇用開発推進部長

令和 年 月 日付けのキャラクター使用申込書により申請されたキャラクターの使用について、下記理由により承諾できません。

不承認の理由

キャラクター使用変更申請書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
雇用開発推進部長 殿

申込者〔使用予定者〕所在地
団体名（氏名）
代表者
連絡先

令和 年 月 日付けで承認を受けたキャラクターの使用について、下記のとおり内容を変更したいので、申請いたします。

記

変更前

変更後

※ 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等具体的な使用方法がわかるもの）を添付してください。

キャラクター使用変更申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

雇用開発推進部長 殿

申込者〔使用予定者〕所在地 〇〇

団体名（氏名） 〇〇

代表者 〇〇

連絡先 〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで承認を受けたキャラクターの使用について、下記のとおり内容を変更したいので、申請いたします。

記

変更前 作製予定数：100冊

変更後 〇〇市以外の県内においても販売するため、製作数を変更いたします。

製作札数：200冊

※ 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等具体的な使用方法がわかるもの）を添付してください。

キャラクター使用報告書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
雇用開発推進部長 殿

申込者〔使用予定者〕所在地
団体名（氏名）
代表者
連絡先

令和 年 月 日付けキャラクター使用承諾書による承諾を受けて使用したキャラクター「アビリス」の使用結果を下記のとおり報告いたします。

- 1 使用期間
- 2 対象地域
- 3 使用方法
- 4 使用の成果

※ 使用の結果等のわかる書類及び写真などがありましたら添付してください。添付いただきました書類及び写真は返却できません。

キャラクター使用報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

雇用開発推進部長 殿

申込者〔使用予定者〕所在地 〇〇

団体名（氏名） 〇〇

代表者 〇〇

連絡先 〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けキャラクター使用承諾書による承諾を受けて使用したキャラクター「アビリス」の使用結果を下記のとおり報告いたします。

1 使用期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 対象地域

〇〇市を中心とした〇〇県内

3 使用方法

作製物名：文具類（ノート）

使用態様：A4版ノートの表面中央に「アビリス」の全体図と「アビリス」の文字を配置。デザインは別紙参照。

4 使用の成果

販売：200冊

方法：アビリンピックの開催周知のほか参加選手募集のため、ショッピングモール等で販売

※ 使用の結果等のわかる書類及び写真などがありましたら添付してください。添付いただきました書類及び写真は返却できません。